

那覇市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年2月1日

那覇市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。また、同法の一部改正（令和5年4月1日施行予定）により農地利用最適化推進指針について定めることが義務化された。

県都である那覇市においては、政治、経済、文化の中心であり、市内全体に住宅地や商業地が集積しており、市内のほぼ全域が市街化区域である。そのため農地から宅地等への転用が進行している。また、市内農家の大半が自給的農家や小規模販売農家であるため、高齢化とともに担い手への農地集積・集約化が困難な状況であり、遊休農地の増加が懸念される。これらを踏まえ、農地の利用状況調査と利用意向調査の適正な実施により、遊休農地の発生・解消を中心に農地利用の最適化を進めることができるよう、法第7条第1項に基づく那覇市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、「農地の集積・集約化」及び「新規参入の促進」に係る目標については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）の別紙「別表2に掲げる市町村における最適化活動の目標の考え方」を踏まえ、設定しないものとする。

また、この指針は、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行い、単年度の具体的な活動については、同通知及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 遊休農地発生防止・解消の具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年4月)	12.7 ha	1.9 ha	15 %
3年後の目標 (令和7年4月)	9.26 ha	0.83 ha	9 %

2 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

(1) 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。
- 可能な限り地域に精通した農業委員を地区担当とする。
- 農業委員による農地パトロールを日常的に行い、耕作者への声掛け等により発生防止に取り組む。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

(2) 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

3 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。